

東日本大震災に伴う西宮市国民健康保険料の災害減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市国民健康保険の被保険者のうち東日本大震災（以下「震災」という。）により被災した者の保険料の減免の実施について、西宮市国民健康保険条例施行規則（以下「規則」という。）付則第7項第2号により必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第2条 規則付則第7項第2号に規定する東日本大震災により被災した被保険者とは、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金取扱いについて（その11）」（平成23年9月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）の「1対象者の要件」に準じ、震災の日において別表に示す市町村に住所を有しておりますかつ、震災により次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

- (1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である者
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
- (6) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156条）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている者
- (7) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者
- (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている者
- (9) その他前各号に掲げる事由に準ずるものについて市長が特に認めるとき

2 令和4年度分の保険料について、規則付則第7項第2号に規定する市長が指定する保険料の減免の適用を受けない者は帰還困難区域及び上位所得層（※1）以外の旧避難指示区域等（※2）を除く、他の被災区域からの転入者とする

3 令和5年度分の保険料について、規則付則第7項第2号に規定する市長が指定する保険料の減免の適用を受けない者は帰還困難区域、上位所得層以外の旧避難指示区域等（※3）並びに上位所得層の令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域を除く、他の被災区域からの転入者とする

4 令和5年10月分以降の保険料について、規則付則第7項第2号に規定する市長が指定する保険料の減免の適用を受けない者は令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域からの上位所得層の転入者とする

5 令和6年度分の保険料について、規則付則第7項第2号に規定する市長が指定する保険料の減免の適用を受けない者は帰還困難区域、上位所得層以外の旧避難指示区域等（※4）並びに上位所得層の令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域を除く、他の被災区域からの転入者とする

6 令和6年10月分以降の保険料について、規則付則第7項第2号に規定する市長が指定する保険料の減免の適用を受けない者は令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域からの上位所得層の転入者とする

※1 世帯に属する国民健康保険の被保険者について基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

※2 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一一部、川内村の一一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楓葉町の一一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一一部、川内村の一一部、南相馬市の一一部、飯館村の一一部、川俣町の一一部、浪江町の一一部及び富岡町の一一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一一部、大熊町の一一部及び富岡町の一一部）

※3 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一一部、川内村の一一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楓葉町の一一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一一部、川内村の一一部、南相馬市の一一部、飯館村の一一部、川俣町の一一部、浪江町の一一部及び富岡町の一一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一一部、大熊町の一一部及び富岡町の一一部）、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一一部、大熊町の一一部、双葉町の一一部及び浪江町の一一部）

※4 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一一部、川内村の一一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楓葉町の一一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一一部、川内村の一一部、南相馬市の一一部、飯館村の一一部、川俣町の一一部、浪江町の一一部及び富岡町の一一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一一部、大熊町の一一部及び富岡町の一一部）、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一一部、大熊町の一一部、双葉町の一一部及び浪江町の一一部）、令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯館村の一一部及び富岡町の一一部）

（減免する保険料額）

第3条 減免する保険料額は、次に掲げる額の合計額とする。

（1）減免対象者にかかる基礎賦課額の所得割額、後期高齢者支援金等賦課額の所得割額及び介護納付金賦課額の所得割額の全額（令和5年度分の保険料については、減免対象者が平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等から転入した被保険者である場合は、それぞれ2分の1を乗じて得た額）（令和6年度分の保険料については、減免対象者が平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等から転入した被保険者である場合は、それぞれ2分の1を乗じて得た額）

（2）減免対象者にかかる基礎賦課額の均等割額、後期高齢者支援金等賦課額の均等割額及

び介護納付金賦課額の均等割額の全額（令和5年度分の保険料については、減免対象者が平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等から転入した被保険者である場合は、それぞれ2分の1を乗じて得た額）（令和6年度分の保険料については、減免対象者が平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等から転入した被保険者である場合は、それぞれ2分の1を乗じて得た額）

(3) 当該世帯の被保険者全員が減免対象者である場合は、その世帯にかかる基礎賦課額の世帯別平等割額、後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額及び介護納付金賦課額の世帯別平等割額の全額（令和5年度分の保険料については、当該世帯の被保険者全員が減免対象者であり、平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等から転入した被保険者がいる場合は、それぞれ2分の1を乗じて得た額）（令和6年度分の保険料については、当該世帯の被保険者全員が減免対象者であり、平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等から転入した被保険者がいる場合は、それぞれ2分の1を乗じて得た額）

(減免金額の計算)

第4条 減免金額は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額それぞれで計算し、1円未満の端数があるときはそれぞれ小数点第一位を切り上げるものとする。ただし、保険料額を限度とする。

(減免の申請)

第5条 この要綱にかかる減免の申請を行う者は、減免を受けようとする保険料の相当年度ごとに申請書及び被災証明書等を添えて市長に提出しなければならない。なお、被災証明書等の提示ができない場合は、被災証明書等に代えて申立書により申請できる。

(減免の取消し)

第6条 市長は、減免の決定を受けた減免対象者が、被災理由に該当しない等により減免を受けることが不適当であると認められるに至った場合、又は虚偽の申請その他不正な行為により減免の決定を受けたことが明らかとなったときは、当該決定を取り消すものとする。

付則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年6月28日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第3条第1号の規定は平成30年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、公布の日から施行する

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震による災害救助法の適用町村及び被災者生活再建支援法の適用市町村

東北地方太平洋沖地震

都道府県名	適用市町村名			
岩手県	全 34 市町村			
宮城県	全 35 市町村			
福島県	全 59 市町村			
青森県	八戸市	上北郡おいらせ町		
茨城県	水戸市	日立市	土浦市	石岡市
	龍ヶ崎市	下妻市	常総市	常陸太田市
	高萩市	北茨城市	笠間市	取手市
	牛久市	つくば市	ひたちなか市	鹿嶋市
	潮来市	常陸大宮市	かすみがうら市	桜川市
	神栖市	行方市	鉾田市	つくばみらい市
	小美玉市	東茨城郡茨城町	東茨城郡大洗町	東茨城郡城里町
	那珂郡東海村	久慈郡大子町	稲敷郡阿見町	那珂市
	稲敷郡美浦村	稲敷郡河内町	筑西市	稲敷市
	北相馬郡利根町			
栃木県	宇都宮市	小山市	真岡市	大田原市
	矢板市	那須烏山市	さくら市	那須塩原市
	芳賀郡益子町	芳賀郡茂木町	芳賀郡市貝町	芳賀郡芳賀町
	塩谷郡高根沢町	那須郡那須町	那須郡那珂川町	
千葉県	旭市	香取市	山武市	山武郡九十九里町
	千葉市	習志野市	我孫子市	浦安市

長野県北部の地震

都道府県名	適用市町村名			
長野県	下水内郡栄村			
新潟県	十日町市	上越市		中魚沼郡津南町

被災者生活再建支援法

都道府県名	適用市町村名			
青森県	三沢市	三戸郡階上町		
茨城県	古河市	結城市	坂東市	
栃木県	足利市	佐野市		
埼玉県	久喜市			
千葉県	銚子市	市川市	船橋市	松戸市
	成田市	佐倉市	東金市	八千代市
	印西市	富里市	匝瑳市	印旛郡酒々井町
	印旛郡栄町	香取郡神崎町	香取郡多古町	香取郡東庄町
	山武郡大網白里町	山武郡横芝光町	長生郡白子町	